

平成29年度兵庫県中学校 体操競技大会に参加される際のお願い

今年度、兵庫県中学校総合体育大会体操競技・新体操大会がウインク体育館（旧姫路市立中央体育館）で行われますが、近畿大会の申し込みについてお願いがあります。

近畿大会の抽選会が8月1日に京都府で行われます。このときに近畿大会の出場申し込みと外部コーチの承認書が必要になります。

本来なら県の予選会を通過した選手に近畿大会の申し込みをお渡しして、学校に持ち帰り、書類作成をしていただくのが順当な流れですが、県総体の日程が27日（木）、28日（金）体操競技、29日（土）新体操となっており近畿大会の抽選会まで日数がありませんので、県総体での近畿大会への通過者会議の場には近畿大会の参加申し込みと外部コーチの承認書をご準備していただくと非常に助かります。

どの選手が県総体を勝ち抜き、近畿大会への出場権を獲得するかはわかりませんが、県総体に出場する際には兵庫県体操協会のホームページからダウンロードしていただき、近畿大会の参加申し込みを作成し、持参していただくとスムーズにいくように思います。

無理を申し上げているのは重々承知しておりますが、よろしくお願ひいたします。

体操競技専門委員長

神戸生田中学校 寺戸 謙

(3) 体操競技・新体操

1 日 時 (1) 体操競技 平成29年7月27日(木)・28日(金)
(2) 新体操 平成29年7月29日(土)

2 会場 (1) 体操競技 ウインク体育館(姫路市立中央体育館)
姫路市西延末90 ☎ 079-298-0951
(2) 新体操 ウインク体育館(姫路市立中央体育館)
姫路市西延末90 ☎ 079-298-0951

3 競技種目 (1) 体操競技 ア 男子 ゆか、跳馬、鉄棒、あん馬(オープン)
イ 女子 跳馬、平均台、ゆか、段違い平行棒(オープン)
(2) 新体操 ア 団体 5名、補欠3名 ボール5
イ 個人 ロープ・フープの2種目

4 競技規定

(1) 体操競技 ア 男子:(公財)日本体操協会制定2017年版男子採点規則・2013年度版中学校適用規則
女子:(公財)日本体操協会2017年版女子採点規則・変更規則I、女子体操競技情報最新号を適用する。

イ 男子は規定演技と自由演技、女子は自由演技を行う。

ウ 男子は1日目の規定演技4種目の総合得点により、団体上位8位までを除く個人上位16位までは、2日目の自由演技を行うことができる。(団体数が8校に満たない場合、1校につき個人4名を追加。)女子は1日目に自由演技を行い順位を決定する。

エ その他、地区代表体操部会の決定に基づくものとする。

オ 出場者は校名のわかるユニフォームをつけること。

(2) 新体操(女子のみ)

ア 団体で同得点の場合は、Eスコアの高いチームを上位とする。

イ 各地区からの出場数及び個人の制限はしない。但し、同一校からは1チームと個人は5名までとする。

ウ その他、体操競技の項に準ずる。

5 参加資格(体操競技・新体操)

(1) 参加者は、兵庫県中学校体育連盟に加盟する学校に在籍する生徒で、校長が健康状態に異常がなく、競技に参加しても差し支えないと参加出場を認めた生徒であること。

(2) 参加者は、地区予選並びに地区の推薦を経た生徒であること。

参加チーム数、個人(各地区とも6名以内)

	神戸	阪神	丹有	東播	中播	西播	但馬	淡路
男子	2	2	1	1	4	1	1	1
女子	2	2	1	1	4	1	1	1

(3) 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員とする。

(4) コーチについては、校長が認めた者とする。ただし、コーチが校長・教員以外の指導者の場合は、「コーチ確認書」を兵庫県中体連会長に提出することとし、大会中は兵庫県中体連会長の発行するIDカードを携帯すること。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部コーチにはなれない。

(5) 参加者の特例(別記)による。

(6) 競技部がない地区においては専門部の内規を適用する。

6 申込方法

(1) 体操競技

専門部のある地区（神戸、阪神、中播、西播）は各地区委員長が予備抽選会場に参加申込書を提出すること。

専門部のない地区（丹有、東播、但馬、淡路）は兵庫県体育協会のホームページよりダウンロードして所定の用紙に記入し下記あてに提出すること。平成29年7月14日（金）必着。

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-10-1

神戸市立神戸生田中学校 寺戸 諭 あて

□ 078-334-1850 fax 078-334-1851

(2) 新体操

所定の用紙に記入し、下記あてに提出すること。6月30日（金）必着。

〒665-0841 宝塚市御殿山1-3-1

宝塚市立御殿山中学校 大久保裕美 あて

□ 0797-86-7770 fax 0797-81-2849

7 その他

(1) 体操競技

ア 抽選は、平成29年7月22日（土）10：00～太子町立太子東中学校（揖保郡太子町太子1 □ 079-276-4300）にて行う。なお、抽選会不参加の時は一任されたものとする。予備抽選会を平成29年7月17日（月）9:00～神戸市立神戸生田中学校にて行う。

イ 表彰は、団体6位、個人6位、種目別3位まで。

ウ 本大会の成績により、男女とも団体（3種目総合）2チーム、個人（4種目総合）4名が第66回近畿中学校総合体育大会（平成29年8月7・8日 京都府 向日市民体育館）への出場権を得る。

エ 引率校長・教員のいない学校の参加は認めない。

オ 競技中の事故に対しては、応急手当のみ行う。大会期間中の事故の補償は独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めを適用する。

カ 参加者は、健康保険証または、その写しを持参すること。

キ 気象警報発令時の対応については、各出場校に連絡する。

ク その他の事項については、兵庫県中学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

(2) 新体操

ア 抽選は、平成29年7月6日（木）14：00～武庫川女子大学附属中学校（西宮市枝川町4-16 □ 0798-47-6436）にて行う。顧問が必ず出席のこと。なお、参加できないときは出場を認めない。

イ 本大会の成績により、団体1チーム・個人3名が第66回近畿中学校総合体育大会（平成29年8月6日 京都府 向日市民体育館）への出場権を得る。

ウ 競技中の事故に対しては、応急手当のみ行う。大会期間中の事故の補償は独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めを適用する。

エ 参加者は、健康保険証または、その写しを持参すること。

オ 気象警報発令時の対応については、各出場校に連絡する。

カ その他の事項については、兵庫県中学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

(3) 個人情報の取り扱い

兵庫県中体連は、個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報については適正に取り扱う。取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成、大会結果掲載（ホームページ・大会記録集・報道関係への提供等）、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。

平成29年度 第61回兵庫県中学校総合体育大会
第68回兵庫県中学校 新体操 大会 参加申込書

平成29年 月 日

学校名 _____ 住所 _____

学校長名 _____ 印 _____

顧問名 _____ 印 _____ 電話 _____

団 体		オープン	
学年	氏 名	学年	氏 名
	(補)		(補)
	(補)		(補)
	(補)		(補)

個 人			
学年	氏 名	学年	氏 名

登録コーチ _____ 所属クラブ _____

(公印省略)
兵中体連第36号
平成29年6月8日

中学校長様

兵庫県中学校体育連盟
会長山下広

平成29年度第61回兵庫県中学校総合体育大会に係るコーチ確認書（承諾書）等の提出について（依頼）

このことについて、貴校生徒及びチームが、兵庫県中学校総合体育大会の出場の際にコーチ等を帯同させる場合には、下記に留意していただきますようお願いします。

記

- 1 兵庫県中学校総合体育大会開催基準の定めにより、コーチについては、出場校の校長・教員以外の者（以下、「外部コーチ」という）をあてることができる。
ただし、同一人物が複数校の外部コーチにはなれない。（水泳飛び込み、体操・新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く。）
- 2 外部コーチが認められる種目
陸上、水泳、体操（新体操を含む）、ソフトテニス、卓球、スキー、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、相撲、サッカー、柔道、剣道、ソフトボール、バドミントン
- 3 中学校長は、コーチ確認書（校長承認書）を7月22日（土）までに兵庫県中学校体育連盟事務局に提出するとともに、該当外部コーチに対して、その立場の重要性を十分に自覚させること。
- 4 大会期間中外部コーチは、兵庫県中学校体育連盟から支給するIDカードを携帯すること。
- 5 外部コーチが生徒の引率を行う場合は、「兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種別大会における『引率者を兼ねる外部コーチ』及び『外部引率者』に係る細則」の定めにより、校長がやむを得ないと判断した場合に限るとともに、「コーチ確認書（承認書）」のほか引率者報告書【様式A】を7月22日（土）までに兵庫県中学校体育連盟事務局に提出する。
- 6 外部コーチによる引率が認められる個人種目
陸上、水泳、体操（新体操を含む）、ソフトテニス、卓球、スキー、相撲、柔道、剣道、バドミントン
- 7 外部引率者が生徒の引率を行う場合は、「兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種別大会における『引率者を兼ねる外部コーチ』及び『外部引率者』に係る細則」の定めにより、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、引率者報告書【様式A】を7月21日（金）までに兵庫県中学校体育連盟事務局に提出する。
- 8 外部引率者による引率が認められる個人種目
テニス

第
平成29年 月 号
日

兵庫県中学校体育連盟会長 様

中学校名
中学校長名
所在地
T E L

印

コーチ確認書（承認書）

下記の者を、平成29年度第61回兵庫県中学校総合体育大会種目（ ）の
本校のコーチとして承認します。

出場資格 ※○を付けて下さい	コーチ・アドバイザー・アシスタントコーチ	
ふりがな		
名前		
性別 ※○を付けて下さい	男	女
年齢	歳	※平成29年4月1日現在 で20歳以上であること
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
職業		
【様式A】の提出 (引率の有無) ※○を付けて下さい	有 (生徒の引率を行う)	無 (生徒の引率は行わない)
備考		

兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会における 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」に係る細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に「外部コーチ」による引率や「外部引率者」を認めるものではない。

ついては別紙の「チェックシート」で十分確認のうえ、本細則を適用するための事務を進めること。

1 本細則における引率業務

当該校長と生徒引率に係る契約及び引率者自身等による傷害保険契約を保険会社等と締結した成人（教員以外）が、所定の場所と試合会場等との移動時において、生徒を安全に誘導指揮とともに、試合会場等における生活指導を行う業務とする。

2 「引率者を兼ねる外部コーチ」の規定

- (1) 当該校長が認めた信頼できる成人であり、日頃から指導に当たっている者であること。なお、事前に校長との間で「外部コーチ」としての契約及び「外部引率者」としての契約がなされていること。
- (2) 当該校長は指定された時期までに「コーチ確認書（承認書）」による外部コーチに係る手続きと併せて「引率者報告書」【様式A】に必要事項を記入して兵庫県中体連事務局と関係競技部へ定められた期限までに提出すること。
- (3) 「引率者を兼ねる外部コーチ」に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または各競技部委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) 複数校の生徒を引率することができる。（水泳（競泳）、スキー、柔道、バドミントンは除く）
- (5) 引率する生徒数については、十分に安全が確保できる人数とする。
- (6) 「引率者を兼ねる外部コーチ」は複数校の外部コーチにはなれない。
(水泳飛び込み、体操・新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く)
※兵庫県中学校総合体育大会開催基準要項8（6）による
- (7) 「引率者を兼ねる外部コーチ」の任務範囲は別表1の通りとする。
- (8) この規定以外のことは、各競技部の規定及び大会要項のとおりとする。

3 「引率者を兼ねる外部コーチ」による引率を認める個人種目は、次の10種目とする。

ただし、団体戦は該当しない。

- (1) 陸上競技 (2) 水泳競技 (3) 体操競技・新体操 (4) ソフトテニス (5) 卓球 (6) スキー
 - (7) 相撲 (8) 柔道 (9) 剣道 (10) バドミントン
- ※ 陸上競技と水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。

4 「外部引率者」の規定

- (1) 当該校長が認めた信頼できる成人であり、生徒との信頼関係が成立している者であること。なお、事前に校長との間で「外部引率者」としての契約がなされていること。
- (2) 当該校長は指定された時期までに「引率者報告書」【様式A】に必要事項を記入して兵庫県中体連事務局と関係競技部へ定められた期限までに提出すること。
- (3) 「外部引率者」に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または各競技部委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) 複数校の生徒を引率することはできるが、十分に安全が確保できる人数とする。
- (5) 「外部引率者」は、本細則の1に示す引率業務と生活指導に限り従事できる。
- (6) この規定以外のことは、各競技部の規定及び大会要項のとおりとする。

5 「外部引率者」による引率を認める個人種目は「テニス」のみとする。

6 「外部コーチ」及び「外部引率者」は、監督の資格を認めない。

7 生徒の大会参加に関わる全責任は校長が負う。

8 引率上の留意点及び大会会場においての留意点

(1) 引率上の留意点

- ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
- イ 引率の経路（経由地を含む）については、当該校長が提示する合理的な経路とする。
- ウ 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは本人が行い、費用は原則として自己負担とする。
- エ 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」の費用は、原則として自己負担とする。
- オ 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- カ 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」は大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに当該校の校長に行う。
- キ 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。

(2) 大会会場においての留意点等

- 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命ずる。
- ア 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- ウ 競技上の抗議及び問い合わせは、当該校の監督に連絡をとる。
- エ ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
- オ 大会会場の後片付け等、競技役員から依頼があった場合は協力する。

【様式 A】 当該学校長 → 県中体連事務局（原本）
〃 → 関係競技部（写し）

第 号
平成 年 月 日

兵庫県中学校体育連盟会長 様

学校所在地 〒 _____

TEL _____

中学校長 印

兵庫県中学校総合体育大会・兵庫県中学校新人種目別大会「引率者報告書」

下記の大会に生徒が出席するにあたり、本校の事情により、下記の者に引率を依頼しましたので報告します。

なお、引率者は傷害保険に加入しております。

記

大 会 名			
引 率 校	中学校		
引 率 運 動 部			
(ふりがな) 引 率 者 氏 名			性 別 男・女
年齢(生年月日)	歳	昭和・平成 年 月 日 生 ※ 平成28年4月1日現在で20歳以上であること	
引 率 生 徒 氏 名 (学 年)			
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

※ 引率生徒氏名(学年)については任意様式による添付でも可とする。

※ 水泳(競泳)、スキー、柔道、バドミントンについては複数校の生徒引率は不可とする。

外部コーチ・外部引率者に係る事務処理について

1 技術指導を行う「外部コーチ」のみについて ※従来通りの手続き (コーチ契約及び傷害保険契約が締結済みであることが前提)

該当する競技=陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操、ソフトテニス、卓球、スキー、
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、相撲、サッカー、
柔道、剣道、ソフトボール、バドミントン

当該校長は ① コーチ確認書（承諾書）を期日までに県中体連事務局に提出する。
② 県中体連事務局から ID が交付される。（ID の引率有無欄に無印）

2 技術指導を行う「外部コーチ」が引率者を兼ねる場合 ※新しい概念 (コーチ契約、引率者契約及び傷害保険契約が締結済みであることが前提で費用は本人負担)

該当する競技=陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操、ソフトテニス、卓球、スキー、 相撲、
柔道、剣道、バドミントン、

当該校長は ① コーチ確認書（承諾書）を期日までに県中体連事務局に提出する。
当該校長は ② 引率者報告書【様式 A】を期日までに県中体連事務局と関係競技部に提出する。
③ 県中体連事務局から ID が交付される。（ID の引率有無欄に有印）

※テニスは「外部コーチ」の存在を絶対に認めないと強い意向があることから該当する競技
から除いている。

☆ 生徒の大会参加に関わる全責任は校長が負うことから、安易に生徒引率を依頼すべきではない。
大会には当該校の校長又は教員が監督として出向く必要があることから、よほどの事情が無い限り校長又は教員が自校の生徒を引率すべきである。

3 引率のみを行う「外部引率者」について ※新しい概念 (引率者としての契約及び傷害保険契約が締結済みであることが前提で費用は本人負担)

該当する競技=テニス

当該校長は ① 引率者報告書【様式 A】を期日までに県中体連事務局と関係競技部に提出する。
※ ID の交付なし

※ テニスの「外部コーチ」の存在を絶対に認めないと強い意向と地区運動部役員がいないことから煩雑な事務処理を避けてほしいという要望に最大限配慮しながら「近畿大会の細則」にできるだけ準ずるよう、苦肉の策として引率のみを行う「外部引率者」を設けた。

☆ 生徒の大会参加に関わる全責任は校長が負うことから、安易に生徒引率を依頼すべきではない。
大会には当該校の校長又は教員が監督として出向く必要があることから、よほどの事情が無い限り校長又は教員が自校の生徒を引率すべきである。